

兵庫県公報

令和3年12月24日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程	2
正 誤	
○ 令和3年12月1日付け兵庫県公報第2号外中	2

公布された法令のあらまし

- ◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会規則第12号)
不妊治療のための休暇の新設等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。
令和3年12月24日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第17条第2項中「前項第15号」を「前項第5号の2及び第15号」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「第5号」の右に「から第7号まで」を加え、「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第1号、第2号及び第4号」に改める。

第25条及び第34条第1項中「第6号から第9号まで」を「第8号、第9号」に改め、「並びに職員の子育て支援に関する規則第6条第1項第1号及び第2号」を削る。

第62条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 齊一型第1号会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。)、不齊一型

第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）及び第2号会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の会計年度において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第62条第3項中「第1項第4号」の右に「、第5号の2」を加える。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月24日

兵庫県人事委員会

委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会告示第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程

（職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 第5号の2の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席等をいい、同号の「一の年」とは、1暦年をいい、同号の「人事委員会が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

第7条第2項中「第17条第1項第4号」の右に「、第5号の2」を加え、「休暇（」の右に「以下」を加え、「以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「第17条第1項第15号」を「第17条第1項第5号の2、第15号」に改め、同条第6項中「第17条第1項第4号」の右に「、第5号の2」を加える。

（会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程（令和元年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 第5号の2の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席等をいい、同号の「人事委員会が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

第24条第4項及び第6項中「第62条第1項第4号」の右に「、第5号の2」を加える。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

正 誤

○令和3年12月1日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県人事委員会規則第10号（職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から19	全期間。	全期間
	下から17	第23条の規定による	第23条に規定する
	下から15	規定による育児休業	規定により育児休業
2	上から36	全期間。	全期間
	上から38	第23条の規定による	第23条に規定する
	上から40	規定による育児休業	規定により育児休業